

令和7年度定期報告における留意事項

令和7年度報告事項説明資料の補足資料

2025年11月6日 v1.0版

目次

1. 医療(病院・診療所・歯科診療所・助産所)	3
1-1.案内用ホームページアドレス	4
1-2.JIS規格への対応	5
1-3.入院中の家族・介助者の宿泊環境の有無	6
1-4.入院中の家族・介助者の付き添い・同行の可否	7-9
1-5.障害のある方の外来受診時・待ち時間における介助の取組内容	10
1-6.職員に対する障害者への合理的配慮や障害特性に関する研修の実施の有無	11
1-7.施設・敷地のバリアフリー化の実施	12
1-8.保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類	13
1-9.看護師の配置状況	14
2. 薬局	15
2-1.薬局の開設者 法人代表者氏名／法人代表者フリガナ	16
2-2.薬局のホームページアドレス	17
2-3.薬局までの主な利用交通手段	18-20
2-4.特記事項(駐車場)／特記事項(駐輪場)	21
2-5.手話以外の対応可能な方法として上記以外の方法による対応	22
2-6.分包紙への点字表示が可能	23
2-7.電話／インターネット／カタログ／その他の方法による 販売を行う医薬品の区分(要指導医薬品)	24

2. 薬局

2-1.薬局の開設者

法人代表者氏名／法人代表者フリガナ

対象となる
機関区分

病院

診療所

歯科
診療所

助産所

薬局

● 変更事項

- 令和6年度報告システムでは、「薬局の開設者」の報告欄が1つしか無かったため、開設者が法人の場合、「法人名」と「法人代表者の氏名」を1つの欄に報告いただいていた。
- 令和7年度報告システムでは、「薬局の開設者」の報告欄とは別に、「法人代表者氏名」の報告欄を追加します。

● 留意事項

- 薬局の開設者が「個人」の場合：
 - 前回報告データが項目名「開設者氏名」「フリガナ」に初期設定されます。
変更が無ければそのまま報告ください。
 - 項目名「法人代表者氏名」「法人代表者フリガナ」は空欄で報告してください。
- 薬局の開設者が「法人」の場合：
 - 前回報告データが項目名「開設者氏名」「フリガナ」に初期設定されます。
前回報告時に「法人代表者の氏名」まで記載していた場合は、本項目から削除をお願いいたします。
 - 項目名「法人代表者氏名」「法人代表者フリガナ」の報告欄へ、法人代表者の氏名の入力をお願いいたします。

2-2.薬局のホームページアドレス

対象となる
機関区分

病院

診療所

歯科
診療所

助産所

薬局

● 背景・経緯

- 令和5～6年度報告において、誤って「メールアドレス」を入力しているケースが散見されました。

● 変更事項

- 誤入力防止のため、令和7年度報告システムでは、「@」の入力が不可となります。

● 留意事項

- 過去報告において「@」が含まれていた場合、前年度データは引き継がれず空欄となります。
- 空欄となっている場合は、ホームページアドレスの再入力をお願いいたします。

2-3.薬局までの主な利用交通手段(1/3)

対象となる
機関区分

病院	診療所	歯科 診療所	助産所	薬局
----	-----	-----------	-----	----

● 背景・経緯

- 令和6年度報告において、G-MIS報告画面・ナビイ公表画面ともに、使いづらい点がありました。

◆ (旧)令和6年度G-MIS報告画面

薬局までの主な利用交通手段

ルート1

薬局最寄りの鉄道路線・駅の有無 ①

最寄りの路線名

下車駅名

電車でのアクセス

薬局最寄りのバス路線・停留所の有無 ①

下車バス停 ①

バスでのアクセス

最寄り駅又はバス停から薬局までの徒歩による所要時間(分)

両方入力できてしまう
「有り」入力が機能していない

電車アクセス欄とバスアクセス欄に対し、
徒歩時間の入力欄が1つしかなく、
かつ数値入力のため、
「駅からの徒歩分数」なのか
「バス停からの徒歩分数」なのか不明

◆ (旧)令和6年度ナビイ公表画面

薬局までの主な利用交通手段

薬局最寄りの鉄道路線・駅の有無 有り

ルート1 仙台市地下鉄 旭ヶ丘

薬局最寄りのバス路線・停留所の有無 無し

所要時間 徒歩1分

薬局最寄りの鉄道路線・駅の有無 無し

薬局最寄りのバス路線・停留所の有無 有り

下車バス停 仙台市営バス 旭ヶ丘駅

所要時間 徒歩1分

バス経路の有無が矛盾
(そもそも項目不要)

ルート1
(ルート2との境界が不明瞭)

ルート2
(ルート1との境界が不明瞭)

ルート1
(ルート2との境界が不明瞭)

ルート2
(ルート1との境界が不明瞭)

2-3.薬局までの主な利用交通手段(2/3)

対象となる
機関区分

病院	診療所	歯科 診療所	助産所	薬局
----	-----	-----------	-----	----

● 変更事項

- 令和7年度報告より、医療機能情報提供制度(病院・診療所等)に合わせた項目形式へ変更します。

◆ (旧)令和6年度G-MIS報告画面

薬局までの主な利用交通手段

ルート1

薬局最寄りの鉄道路線・駅の有無 ①

最寄りの路線名

下車駅名

薬局最寄りのバス路線・停留所の有無 ①

下車バス停 ①

最寄り駅又はバス停から薬局までの徒歩による所要時間(分)

◆ (新)令和7年度G-MIS報告画面

薬局までの主な利用交通手段

ルート1

最寄りの路線名

下車駅名

最寄り駅から薬局までの徒歩による所要時間(分)

データ引継ぎ無し(再入力が必要)
※最寄り駅からの徒歩分数に限定

項目削除

バスによる薬局までの経路
(行き先、下車バス停名、バス停からの徒歩等所要時間を入力してください)

データ引継ぎ有り(修正が必要)
※バス停名だけでなく、バスによる経路全体を自由記載する形式へ変更
※令和6年度報告の時点で、経路全体を記載している薬局が一定数あったため、データ引継ぎ有りとしています

◆ (新)令和7年度ナビ公表画面(イメージ)

ルート1

〇〇線 〇〇駅 徒歩〇〇分

JR〇〇駅より、〇〇方面行きのバス、〇〇停留所で下車、徒歩〇分

2-3.薬局までの主な利用交通手段(3/3)

対象となる
機関区分

病院	診療所	歯科 診療所	助産所	薬局
----	-----	-----------	-----	----

● 留意事項

- 令和6年度の項目名「最寄り駅又はバス停から薬局までの徒歩による所要時間(分)」
- 令和7年度の項目名「最寄り駅から薬局までの徒歩による所要時間(分)」
 - 上記項目は、前回報告データを引き継いでおりません。(「最寄り駅又はバス停」だったものを、「最寄り駅」のみに限定したため。)再入力をお願いいたします。
- 令和6年度の項目名「下車バス停」
- 令和7年度の項目名「バスによる薬局までの経路」
 - 上記項目は、前回報告データを引き継いでいます。(項目定義自体は「バス停名」から「経路全体」へ変更となっておりますが、令和6年度報告において既に「下車バス停」の報告欄へ経路全体を記載している薬局が一定数存在したため。)令和7年度定期報告の際に、記載内容の確認・修正をお願いいたします。

2-4.特記事項(駐車場)／特記事項(駐輪場)

対象となる
機関区分

病院

診療所

歯科
診療所

助産所

薬局

- 背景・経緯

- 令和6年度報告システムでは、項目名「特記事項(駐輪場)」が無かったため、項目名「特記事項(駐車場)」の中に、駐輪場に関する特記事項も合わせて記載いただいていた。

- 変更事項

- 令和7年度報告システムでは、項目名「特記事項(駐輪場)」を新設します。

- 留意事項

- 前回報告時、項目名「特記事項(駐車場)」の中に、駐輪場に関する特記事項も合わせて記載いただいた場合は、項目名「特記事項(駐輪場)」へ該当箇所を転記いただくようお願いいたします。

2-5.手話以外の対応可能な方法として 上記以外の方法による対応

対象となる
機関区分

病院

診療所

歯科
診療所

助産所

薬局

- 背景・経緯

- 令和6年度報告システムでは、項目名「手話以外の対応可能な方法として上記以外の方法による対応」の選択肢が「不可／可能」となっていましたが、「可能」な場合にその具体的な方法を記載する欄がありませんでした。

- 変更事項

- 令和7年度報告システムでは、上記項目の回答形式を「自由記載」へ変更します。

- 留意事項

- 回答形式の変更に伴い、令和7年度定期報告では前回報告データは引き継がれません。対応可能な方法がある場合は、具体的な方法の記載をお願いします。

2-6. 分包紙への点字表示が可能

対象となる
機関区分

病院

診療所

歯科
診療所

助産所

薬局

- 背景・経緯

- 令和6年度報告システムでは、項目名「薬剤への点字表示が可能」となっていました。

- 変更事項

- 令和7年度報告システムでは、(実態に合わせ、)上記項目の項目名を「分包紙への点字表示が可能」へ変更します。

- 留意事項

- 前回報告データ「不可／可能」は引き継がれていますが、項目名変更に伴い回答が変わる場合は、選択肢の変更をお願いします。

2-7.電話／インターネット／カタログ／その他の方法による 販売を行う医薬品の区分(要指導医薬品)

対象となる
機関区分

病院

診療所

歯科
診療所

助産所

薬局

● 背景・経緯

- 薬機法改正に伴い、令和8年5月1日より「要指導医薬品」の非対面販売が可能となる予定です。
 - ※具体的な販売方法等については別途公表されます。

● 変更事項

- 令和7年度報告システムでは、以下項目の区分へ「要指導医薬品」を追加します。
 - 項目名「電話による販売を行う医薬品の区分(〇〇〇〇)」
 - 項目名「インターネットによる販売を行う医薬品の区分(〇〇〇〇)」
 - 項目名「カタログによる販売を行う医薬品の区分(〇〇〇〇)」
 - 項目名「その他の方法による販売を行う医薬品の区分(〇〇〇〇)」

● 留意事項

- 「要指導医薬品」については、令和8年5月1日以降に、随時報告にて「無し／有り」の報告をお願いいたします。
- 令和7年薬機法改正による追加項目となりますが、令和7年度定期報告(令和8年1月～3月)の期間については施行前のため、「無し／有り」の選択は必要ございません。
 - G-MISの報告画面上においては、「※本項目は、令和8年薬機法改正にかかる追加項目です。」と表示されていますが、正しくは「令和7年薬機法改正」による追加項目となります。